

第2回共通到達度確認試験

令和3年1月10日実施

憲 法

試験時間 13:00～13:50 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出，問題冊子の持ち帰り，解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後，終了5分前までの間に限り，解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし，トイレ・急病等，やむをえない事情で退席される場合は，挙手をして試験監督員の誘導を受けて，一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め，試験終了後は，問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは，HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B以外，シャープペンシル等）を使用した場合，採点装置で読みとることができず，無効と判断されることがあります。

試験時間中，机の上に置いておけるものは，受験票，学生証，鉛筆，メモ用のシャープペンシル，消しゴム，手動の鉛筆削り，時計（計時機能だけのもの），眼鏡，衛生用品だけです。その他の物（六法，筆箱，眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー，定規，ボールペン，耳せん，ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また，携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って，カバン等にしまってください。

3. 解答方法

問題は，正誤問題20問と五肢択一問題10問，合計30問あります。

記載されている試験科目と問題番号，解答欄をよく確認のうえ，マークしてください。

各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は，跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

機械で採点しますので，解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明，落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが，どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで，問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は，問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合，「失格」とし，その時点以降の受験をお断りします。また，すでに受験した部分についても無効とし，採点は行いません。

①試験中に，他人に援助を与えたり，他人から援助を受けたりした場合

②他人に代わって試験を受けた場合

③他人に対する迷惑行為を行った場合

④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等，試験監督員の指示に従わなかった場合

⑤その他，不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は，本日中（20時頃まで）に公表します。法科大学院協会のウェブサイト（<http://www.lskyokai.jp/>）のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き，詳細はこちらをクリックして検索してください。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

フランス人権宣言（1789 年）によれば、成文憲法典を制定することではじめてその社会は立憲的（近代的）意味の憲法を有したということになる。

問題 2

日本国憲法は、形式的には、大日本帝国憲法に定める憲法改正規定に基づき、大日本帝国憲法を全面的に改正することにより成立した。

問題 3

日本国憲法の下では、皇位の継承は、皇室に関する重要事項を合議する皇室会議の議決した皇室典範の定めるところにより行われる。

問題 4

政府見解によれば、自衛のための必要最小限度の実力については、憲法 9 条 2 項で保持が禁止される「戦力」にはあたらない。

問題 5

最高裁判所の判例によれば、宗教法人である県護国神社が、県隊友会から合祀申請のあった殉職自衛官を合祀することは信教の自由により保障されている。

問題 6

マス・メディアの発達などを背景として、表現の受け手の自由を「知る権利」として捉えることが求められるようになってきたが、このような意味での「知る権利」は、新しい人権の 1 つとして、憲法 13 条の幸福追求権から直接導き出される。

問題 7

最高裁判所の判例によれば、参議院の選挙区選挙において、都道府県を各選挙区の単位として固定してきたことが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるから、各選挙区の区域を定めるにあたり、都道府県という単位を用いること自体が不合理なものであり許されない。

問題 8

最高裁判所の判例によれば、公立学校の卒業式での国歌斉唱の際に、教師に起立・斉唱を命ずる校長の職務命令は、当該教師の外部的行為を規制するにとどまるため、内心の歴史観・世界観を保障する思想・良心の自由を何ら制約するものではない。

問題 9

剣道受講拒否事件判決（最判平 8・3・8 民集 50・3・469）によれば、公立学校において学生が信仰を理由に必修の体育実技の履修を拒否する場合に、代替措置として、他の体育実技の履修などを求めた上で、その成果に応じた評価をすることは、その目的において宗教的意義を有し、特定の宗教を援助、助長、促進する効果を有するものとはいえず、他の宗教者または無宗教者に圧迫、干渉を加える効果があるともいえない。

問題 10

最高裁判所の判例によれば、学問の自由は、大学の学生も一般の国民と同じように享有しているが、大学の学生が大学の施設を利用できるのは、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてであるにすぎない。

問題 11

最高裁判所の判例によれば、憲法 25 条 2 項は国の事前の積極的防貧施策をなすべき努力義務のあることを宣言し、憲法 25 条 1 項は第 2 項の防貧施策の実施にもかかわらず、なお落ちこぼれた者に対し、国は事後的、補足的かつ個別的な救貧施策をなすべき義務のあることを宣言したものである。

問題 12

最高裁判所の判例によれば、義務教育諸学校の教科用図書が無償措置に関する法律を廃止した場合、「義務教育は、これを無償とする」と定める憲法 26 条 2 項後段に違反する。

問題 13

最高裁判所の判例によれば、ユニオン・ショップ協定によって、労働者に対し、解雇の威嚇の下に特定の労働組合への加入を強制することは、それが労働者の組合選択の自由および他の労働組合の団結権を侵害する場合には許されない。

問題 14

最高裁判所の判例によれば、国の防疫行政の一環として強制ないし勸奨がなされた予防接種で生じた健康被害は、生命身体に対する特別の犠牲とすることができるので、憲法 29 条 3 項の類推適用により、その被害者は国に対し正当な補償を請求することができる。

問題 15

最高裁判所の判例によれば、不起訴となった事実に基づく抑留または拘禁であっても、憲法 40 条にいう「抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたとき」に該当し、刑事補償請求権の対象となる場合がある。

〔参照条文〕 日本国憲法

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

問題 16

議院の内部事項を議院規則の排他的所管と解する立場によれば、国会法の規定が議院の内部事項を定めていたとしても、当該規定に法律としての効力は認められない。

問題 17

衆議院を解散する実質的決定権が内閣にあることの根拠を憲法 7 条 3 号に求める見解にたったとしても、内閣による解散権の行使に対して憲法習律による制約を認めることは許される。

問題 18

最高裁判所の判例によれば、裁判官が、具体的訴訟事件に法令を適用して裁判するにあたり、その法令が憲法に適合するか否かを判断することは、憲法によって裁判官に課せられた職務と職権であり、このことは最高裁判所の裁判官であると下級裁判所の裁判官であるとを問わない。

問題 19

最高裁判所の判例によれば、納税の義務および租税法律主義を定める憲法の規定は、担税者の範囲、担税の対象、担税率等を定めるにつき法律によることを求めるだけでなく、税徴収の方法も法律で定めることを要請している。

問題 20

最高裁判所の判例によれば、法令の公布の方法は、原則として官報によってなされており、その公布の時期は、官報が全国の官報販売所に届き終わった時点である。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 から解答しなさい。

問題 21

外国人の人権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 日本国に在留する外国人には、憲法 13 条により、個人の私生活上の自由の 1 つとして、みだりに指紋の押なつを強制されない自由が保障されているので、正当な理由なく国家機関が指紋の押なつを強制することは許されない。
- イ. 地方公務員は、公権力の行使にあたる行為を行い、もしくは、普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、またはこれらに参画することを職務としているものなので、日本国に在留する外国人が地方公務員に就くことはできない。
- ウ. 日本国に在留する外国人は、憲法上、日本国民と同様に、政治活動の自由を広く保障されているので、法務大臣が在留期間の更新の許否を決する際に在留外国人の行った政治活動を消極的にしんしゃくすることは禁止される。
- エ. 社会保障上の施策において日本国に在留する外国人をどのように処遇するかについては、国はその政治的判断により決定できるので、限られた財源の下で福祉的給付を行うにあたり、自国民を在留外国人よりも優先的に扱うことは許される。
- オ. 地方公共団体における選挙権が認められる「住民」（憲法 93 条 2 項）とは、地方公共団体の区域内に住所を有する者を意味するので、日本国内に住所を有する外国人にも地方公共団体における選挙権は保障されている。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 22

自己または配偶者の直系尊属に対する殺人を普通の殺人より重く罰する規定（本件規定）の合憲性が問題となった最高裁判所の判例（最大判昭 48・4・4 刑集 27・3・265）に関する以下の学生の発言のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

教授：今日は、尊属殺人事件について考えてみましょう。これは、実父から長年にわたりひどい仕打ちを受け、懊悩煩悶の極にあった娘がその実父を殺害したことが問題となった事件ですね。最高裁は、「尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の

基本的道義というべく、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値する」としたうえで、本件規定の立法目的を、「尊属を卑属またはその配偶者が殺害することをもつて一般に高度の社会的道義的非難に値するものとし、かかる所為を通常の殺人の場合より嚴重に処罰し、もつて特に強くこれを禁圧しようとするにあるもの」と解しています。本件規定の法定刑は死刑と無期懲役刑だけでしたので、法律上許される2度の刑の減輕を加えても、処断刑の下限は懲役3年6月となりますが、この場合には法律上刑の執行を猶予することはできません。この事件で最高裁は違憲判断を示しましたが、裁判官の意見は、8人の裁判官からなる多数意見、6人の裁判官の意見、そして1人の裁判官の反対意見に分かれています。さらに、多数意見に加わっている1人の裁判官が補足意見を述べています。皆さんは、多数意見による違憲判断の決め手は何だったと思いますか。

学生A：多数意見は、憲法14条1項後段の「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」を同項に違反する事由を限定的に列挙したものと解しています。私は、尊属が「社会的身分」にあたる点とした点が違憲判断の決め手になっていると思います。

学生B：多数意見は、尊属殺人重罰規定の立法目的が家制度的な倫理観に立脚している点を違憲判断の決め手にしていると思います。実際、多数意見は、尊属殺人に関し、普通殺人と区別して特別の規定を設けること自体が違憲であると判断しています。

学生C：多数意見は、尊属殺人の刑を普通殺人の場合よりも加重すること自体は憲法14条1項に違反しないとしています。多数意見が違憲判断の決め手としたのは、尊属殺人重罰規定の刑罰の加重の程度が極端であったという点だと思います。

学生D：尊属に対する尊重報恩のような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は夫婦や兄弟姉妹等の間にも等しく認められるにもかかわらず、尊属殺人についてのみ特別の差別的取扱いをしているという点を多数意見は違憲判断の決め手にしていると思います。

学生E：最高裁は、本件規定は少なくとも本件に適用する限りにおいて違憲であるとした上で、本件には普通殺人罪の規定を適用し、被告人の刑の執行を猶予しました。本件の事件の特異性が違憲判断の決め手となったと思います。

1. 学生A
2. 学生B
3. 学生C
4. 学生D
5. 学生E

問題 23

表現の自由への制約に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 情報等の摂取を補助するためにする筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重されるべきものであるが、同項が直接保障する表現の自由そのものとは異なるため、その制限には、表現の自由への制約一般に必要なとされる厳格な基準は要求されない。
- イ. 名誉毀損を理由とする出版物の事前差止めは、表現行為の事前抑制にあたるため、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容され、特にその対象が公共の利害に関する事項である場合には、当該表現行為の事前差止めは原則として許されない。
- ウ. 破壊活動防止法のせん動罪規定は、政治的目的をもって行うせん動を処罰するものとして、表現内容規制にあたるため、当該規定による処罰が許されるのは、公共の利益に対する明白かつ現在の危険の発生が具体的に予見される場合に限られる。
- エ. 公職選挙法の戸別訪問禁止規定は、表現の手段に対する規制として表現内容中立規制にあたるが、有力な選挙運動の方法を全面的に奪う強度の規制であるため、やむにやまれぬ目的のために是非とも必要な最小限度の制約といえる場合に限り、当該規定は合憲となる。
- オ. 政治的意見を記載したビラ配布のために人の看守する邸宅に立ち入る行為は、それが思想を外部に発表する手段としてなされたものであっても、他人の権利を不当に害する場合であれば、当該行為を邸宅侵入罪の罪に問うても憲法 21 条 1 項に反しない。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 24

集会の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 「公の施設」（地方自治法 244 条）として集会の用に供する施設が設置されている場合、当該施設の住民の利用を、施設の設置条例中の「公の秩序をみだすおそれがある場合」に該当するという理由で管理権者が拒否できるのは、当該施設の利用によって公共の安全等が損なわれる相当の蓋然性がある場合に限られる。
- イ. 主催者が集会を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的等に反対する者がこれを実力で阻止・妨害し紛争を引き起こすおそれがあることを理由に、「公の施設」（地方自治法 244 条）の利用を拒むことができるのは、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなどの特別な事情がある場合に限られる。
- ウ. 集団行動について、条例において一般的な許可制を定めてこれを事前に抑制することは、憲法の趣旨に反し許されないが、特定の場所または方法につき、合理的かつ明確な基準のもとに、事前に許可を受けるよう求めることは許される。
- エ. 本来の意味における暴走族およびその類似集団への市長による集会中止命令と、当該命令に違反した場合の処罰を条例で規定することは、公共の場所での暴走族による集会等が公衆の平穏を害してきたことや、当該規制が事後的かつ段階的規制によっていること等に照らすと、憲法に反するとはいえない。
- オ. 一般国民の表現手段としての道路での集団行動の自由の重要性にかんがみれば、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、および道路の交通に起因する障害の防止に資するという目的をもって、道路における集団行動を警察署長の許可に係らしめることは許されない。

[参照条文] 地方自治法

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2・3 (略)

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

問題 25

憲法 22 条に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 酒類販売業の免許制を定めた酒税法の規定は、酒類販売業者を相互間の過当競争による共倒れから保護するという積極目的の規制であり、規制の手段・態様も著しく不合理であることが明白とは認められないから、憲法 22 条 1 項に違反しない。
- イ. 外国移住の自由を保障する憲法 22 条 2 項は、外国への永続的な移住を念頭に置いた規定であるため、外国へ一時旅行する自由には同項の保障は及ばない。
- ウ. 外国人に対して入国の自由や再入国の権利は保障されないが、外国移住の自由は、その権利の性質上、外国人にも保障される。
- エ. 海外渡航の自由は精神的自由としての側面を有しているため、海外渡航を事実上制限することとなる旅券の発給拒否は、旅券名義人の生命・身体・財産や日本国の利益ないし公安が害される明白かつ現在の危険がある場合に限り許される。
- オ. 市営住宅の入居者が暴力団員だと判明すれば、当該住宅の明渡しを請求できるとする旨を条例で定めたとしても、居住の自由を不当に侵害することにはならない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 26

刑事手続について定めている各条文に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 憲法 35 条の保障対象には、住居、書類および所持品について侵入、捜索および押収を受けることのない権利に加え、住居等に準ずる私的領域に侵入されることのない権利が含まれる。
- イ. 死刑は、火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆでといった執行方法であったとしても、それが法律において定められたものである限り、残虐な刑罰を禁止する憲法 36 条には違反しない。
- ウ. 迅速な裁判を受ける権利を保障する憲法 37 条 1 項は、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の利益が害せられたと認められる異常な事態が生じた場合には、その審理を打ち切るという手段がとられるべきことを認めている。
- エ. 自白補強法則を定める憲法 38 条 3 項によれば、公判廷における被告人の自白は、それが自由の状態において供述されたものと認められるものであったとしても、犯罪事実の認定のためには補強証拠を必要とする。
- オ. 不正な方法で法人税を免れた行為に対して、法人税法の遁脱犯として刑罰を科すとともに、納税義務違反を理由に重加算税を課すことは、同一犯罪について重ねて刑事責任を問うことを禁止する憲法 39 条に違反する。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 27

国会と立法権に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 憲法 43 条 1 項に言う「代表」を政治的な意味に解する見解は、国民の意思と議員の意思とが実際に一致するかどうかを問題としないため、イデオロギー的性格を濃厚にもっていると批判されることがある。
- イ. 憲法 43 条 1 項が命令委任を禁止して自由委任の原則を採用していることを受けて、現行法では、衆議院および参議院の比例代表選出議員が当選後に所属政党を変更しても議員の身分を失うことはないとされている。
- ウ. 国会に国政全般を統括する権能は認めないとしつつ、国会が「国権の最高機関」（憲法 41 条）であることから、いずれの機関に帰属するのか不明の権限について国会に属すると推定する見解もある。
- エ. 憲法 41 条が定める国会単独立法の原則の結果として、法律案は、天皇による公布を待たずに、両議院で可決されたとき法律として成立する。
- オ. 憲法 41 条にいう「立法」を形式的な意味に解する見解によれば、国会には、一般的・抽象的な法規範のうち国民の自由と財産を制限する法規範の制定だけが留保されることになる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 28

内閣と行政権に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 人事院や公正取引委員会などの行政委員会が憲法 65 条に反しないと解される理由の 1 つに、それらが内閣総理大臣の指揮監督の下にあることが挙げられる。
- イ. 政府見解によれば、過去に自衛官であったとしても、すでに自衛隊を離れており自衛官の職務を行っていない者は、憲法 66 条 2 項にいう「文民」に該当する。
- ウ. 国会を召集する実質的決定権が内閣にあることの根拠を憲法 7 条 2 号に求める見解にたつと、国会議員が内閣に対して臨時会の召集を求めることは許されない。
- エ. 閣議の議決方法として多数決を採用することは許されるという見解にたつとしても、多数意見に反対した閣僚は、内閣にとどまる限り、国会に対する責任を免れない。
- オ. 総辞職後の内閣が職務を行っているとき、新たに内閣総理大臣が任命されれば、他の国務大臣が任命されていなくても、総辞職後の内閣の構成員はすべてその地位を失う。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 29

裁判所と司法権に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 知的財産事件を専門に扱う知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の特別支部として設置されているものであり、憲法で設置が禁止される「特別裁判所」にはあたらない。
- イ. 裁判所が行う裁判の前審として、行政機関が行政処分に関する審査請求の裁決をすることは、終審としての裁判を行政機関が行うことを禁止している憲法の規定に抵触しない。
- ウ. 憲法の規定により、最高裁判所におけるその長たる裁判官およびその他の裁判官は、内閣の指名に基づいて、天皇により任命される。
- エ. 憲法の規定により、国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設けている。
- オ. 最高裁判所の判例によれば、適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されていれば、憲法上、参審制を導入することはできるとしても、陪審制を導入することは憲法に抵触する。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 30

地方自治についての以下の学生の発言のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

学生A：地方公共団体の事務には、法定受託事務と自治事務があります。法定受託事務は、本来的に国が行う事務を、国が地方公共団体の機関に委任して行わせるものです。

学生B：憲法では、地方公共団体の種類について明示されておらず、詳細は地方自治法で定められています。しかし、最高裁判所の判例によれば、単に法律で地方公共団体として取り扱われているだけでは、憲法上の地方公共団体とはいえません。

学生C：地方公共団体の長は、その地方公共団体の住民が直接選挙で選びます。議院内閣制を採用していないので、議会による長に対する不信任決議や、長による議会の解散は認められません。

学生D：地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができます。ただし、憲法が明示的に法律で定めるとしている事項については、条例を制定することはできません。

学生E：特定の地方公共団体を対象とする法律でも、その地方公共団体の組織、運営、権限について特例を定める法律ではない場合には、憲法 95 条にいう地方自治特別法に該当しないので、住民投票は必要ありません。

1. 学生Aと学生C 2. 学生Aと学生D 3. 学生Bと学生D
4. 学生Bと学生E 5. 学生Cと学生E

【参加学生への告知事項】（受験要綱から再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院，年次，未修・既修の別，入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号，氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため，その分析に必要な範囲内において，受験番号ごとの属性情報と成績を，8年間保管します。なお，この比較分析において，受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は，各法科大学院に提供され，必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は，各法科大学院で異なります。